

安全運転管理NEWS

(新型コロナワクチン接種後の運転業務に係る留意事項)

現在、県内の市町村や職域等において、新型コロナワクチンの接種が進められています。

厚生労働省のホームページに掲載されているワクチン接種に関する各種情報等から、車の運転に関して事業者や運転者の皆様に留意していただきたい事項をまとめましたので参考としてください。

- 1 新型コロナワクチン接種後における自動車の運転について、特に制限はありませんが、できるだけ接種当日・翌日は無理をしないようにしましょう。
- 2 新型コロナワクチン接種後1～2日の間は、発熱等の体調変化に注意するとともに、始業時の点呼等において入念に体調確認を行い、状況に応じて運転業務を控えるようにしましょう。
- 3 接種後、運転中に体調の異変を感じた場合は、「速やかに安全な場所に車を停車し様子をみる。」等の指導を徹底しましょう。
- 4 事業所においては、産業医（健康管理医）等に相談し、従業員の健康管理に留意しましょう。

※ 厚生労働省（ワクチン接種関連）

- 新型コロナワクチン トップページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

- 新型コロナワクチンQ&A

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>